独立行政法人大学入試センター政府調達事務取扱規則

（平成13年４月１日
規　則　第 57 号）

改正　平成14年11月29日規則第35号
改正　平成19年３月30日規則第18号
改正　平成26年２月26日規則第２号
改正　平成31年１月21日規則第38号
改正　令和２年３月31日規則第111号
改正　令和２年12月25日規則第９号
改正　令和７年２月28日規則第４号

独立行政法人大学入試センター政府調達事務取扱規則

（趣旨）

第１条　この規則は、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第 10 号の２に規定するプログラムをいう。

二　特定役務　「改正協定の附属書Ⅰ」日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（本規則において「建設工事」という。）に係る役務をいう。

三　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 57 号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

四　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　この規則は、センターの締結する調達契約で、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約において、借入期間又は提供を受ける期間の定めが十二月以下の場合は、当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが十二月を超える場合は当該期間における予

定賃借料の総額または特定役務の予定価格の総額に見積り残存価格を加えた額とし、その他の場合は、一月当たりの予定賃借料又は特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第３条第１項に規定する財務大臣の定める区分に応じ、財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

一　有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）する目的で取得する物品等若しくは当該物品等を譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）するために直接に必要な特定役務（当該物品等を加工又は修理するために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡する製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品を生産するために直接に必要な特定役務の調達契約

二　物品等の調達契約又は特定役務の調達契約で、当該調達契約に係るセンターの行為を秘密にする必要があるもの。

２　前項の予定価格は、調達契約に関し独立行政法人大学入試センター契約事務取扱規則（平成13年規則第56号。以下「契約事務取扱規則」という。）第16条第３項ただし書きの規定により単価についてその予定価格が定められる場合には、当該予定価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合には、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（参加のための条件）

第４条　契約担当役は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第５条　契約担当役は、その事務につきこの規則が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるときは、契約事務取扱規則第６条第２項による審査を随時に行うものとする。

２　供給者登録制度（関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの）を維持する場合には、供給者がいつでも登録を申請することができることとし、かつ、契約担当役は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。

３　契約担当役は、契約事務取扱規則第６条第１項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結の見込まれる年度ごとに、基本となるべき事項並びに同条第２項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。

４　契約担当役は、契約事務取扱規則第６条第４項において準用する同条第１項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結の見込まれるときは、随時に指名競争に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

５　契約担当役は、契約事務取扱規則第６条第４項において準用する同条第１項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結の見込まれるときは、当該特定調達契約の締結の見込まれる年度ごとに、基本となるべき事項並び

に同条第４項において準用する同条第２項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。

６　契約担当役は、第３項又は前項の規定による公示においては、次の事項を明らかにしなければならない。

一　調達する物品等及び特定役務の種類

二　契約事務取扱規則第６条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）に規定する資格の有効期限及び期間の更新手続

７　契約担当役は、特定調達契約に関する事務について、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

（一般競争の公告）

第６条　契約担当役が、特定調達契約につき入札の方法により独立行政法人大学入試センター会計規則（平成13年規則第54号。以下「会計規則」という。）第45条の競争（以下「一般競争」という。）に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に官報により公告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

一　特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につきこの項の規定による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して１年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合　10日

イ　調達の内容

ロ　入札期日として予定する日付

ハ　調達に関心を有する者は、契約担当役に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと。

ニ　第11条に規定する文書を交付する場所

ホ　次条各号に掲げる事項（この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。）

二　特定調達契約の締結までに急を要する場合　10日

三　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合　40日から、５日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数

イ　一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和５年法律第85号）第５条の規定により発行される官報により行う場合

ロ　第11条に規定する文書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合

ハ　入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

四　特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあっては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数

イ　前号イ及びロに掲げる場合に該当する場合（ロに掲げる場合を除く。）　13日

ロ　前号イからハまでに掲げる場合の全てに該当する場合　10日

２　契約担当役は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、

更に入札に付すときは、前項による公告の期間は短縮することができないものとする。

（一般競争公告をする事項）

第７条　一般競争公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　競争入札に付する事項

二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

三　契約条項を示す場所

四　競争を執行する場所及び日時

五　入札保証金に関する事項

六　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の一般競争公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の一般競争公告の日付

七　契約事務取扱規則第６条の規定による申請の時期及び場所

八　第11条に規定する文書の交付に関する事項

九　落札者の決定の方法

２　契約担当役は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

３　契約担当役は、第１項の規定による公告において、契約担当役の氏名及びその所属する法人の名称並びに契約の手続きにおいて使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、掲載するものとする。

一　調達する物品等又は特定役務の名称及び数量

二　入札期日又は契約事務取扱規則第６条の規定による申請の時期

三　契約担当役の氏名及びその所属する法人の名称

（指名競争の公示等）

第８条　第６条第１項の規定及び前条の規定は、契約担当役が特定調達契約につき指名競争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第６条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは「指名競争の公示」と、同条第１項中「公告しなければならない」とあるのは「公示しなければならない」と、同項第１号中「公告（以下「一般競争公告」」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」」と、同項第３号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、前条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第１項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び契約事務取扱規則第７条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件」と、同条第１項第６号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第１項第７号及び第３項第２号中「契約事務取扱規則第６条」とあるのは「契約事務取扱規則第６条第４項において準用する同条第１項の規定」と、同条第２項から第３項中「公告」とあるのは「公示」と読み替えるものとする。

２　契約事務取扱規則第７条の規定による基準により指名される競争参加者に対しては、前条第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

３　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を

通知しなければならない。

一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第６号に掲げる事項

二　契約の手続きにおいて使用する言語

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第９条　契約担当役は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において一般競争公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において指名競争公示をした後、当該一般競争公告又は指名競争公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から契約事務取扱規則第６条の規定による競争参加者の資格について申請があったときは、速やかにその者が同条第１項又は第２項に規定する資格を有するかどうかについて審査しなければならない。

２　契約担当役は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項に規定する審査の結果、契約事務取扱規則第６条第４項において準用する同条第１項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、契約事務取扱規則第７条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第２項に規定する事項及び第３項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

３　契約担当役は、第１項に規定する資格審査の申請を行った者からの入札書が同項に規定する審査の終了前に提出された場合には、一般競争の場合は契約事務取扱規則第６条第１項又は第２項に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合は前項の規定により指名されていることを条件として、開札のときに当該入札書を受理するものとする。

４　契約担当役は、第１項に規定する資格審査の申請があった場合に、開札の日時までに同項の規定する審査を終了することのできないおそれがあるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

（技術仕様）

第10条　契約担当役が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次の号を確保しなければならない。

一　契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。

二　客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

２　契約担当役は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

（入札説明書の交付）

第11条　契約担当役は、特定調達契約を一般競争又は指名競争に付すときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次の各号に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

一　第７条又は第８条第２項の規定により公告又は公示するものとされている事項（ただし、第７条第１項第８号に掲げる事項を除く。）

二　調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

三　開札に立ち会う者に関する事項

四　契約担当役の氏名並びにその所属する法人の名称及び所在地
五　契約の手続きにおいて使用する言語
六　契約の手続きにおいて電子情報処理組織を用いる場合には、当該電子情報処理組織に関する事項
七　その他必要な事項
（落札）
第12条　契約担当役は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。
（随意契約をすることができる場合）
第13条　契約担当役が、特定調達契約を会計規則第47条の随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合に限るものとする。
一　一般競争又は指名競争に付しても入札者がない場合又は再度の入札をしても落札者がいない場合。この場合には、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。
二　落札者が契約を結ばないときで、落札金額の制限内で契約する場合。この場合には、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。
三　他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務を調達するときに、当該調達の相手方が特定されている場合
四　既に調達した物品等（以下、この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等を調達するときで、既調達物品等の調達の相手方以外から調達したならば既調達物品等の使用に著しい障害が生ずるおそれがある場合
五　センターの委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等を調達する場合
六　既に契約を締結した建設工事（以下、この号において「既契約工事」という。）について、施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下、この号において「追加工事」という。）で追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、追加工事の契約金額（追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた金額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をするときで、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達したならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがある場合
七　緊急の必要により競争に付すことができない場合
八　事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れる場合
九　慈善のため設立した救済施設から直接に物品等を買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき（物品等の買入れ又は借入れの場合にあっては、当該物品等を慈善のため設立した救済施設が生産する場合に限る。）。
（落札者の決定に関する通知等）
第14条　契約担当役は、特定調達契約を一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者の

決定をしたときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、請求を行った入札者に通知するものとする。

（落札者等の公示）

第15条　契約担当役は、特定調達契約を一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次の各号に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

一　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

二　契約担当役の氏名並びに法人の名称及び所在地

三　落札者又は随意契約の相手方を決定した日

四　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

五　落札金額又は随意契約に係る契約金額

六　契約の相手方を決定した手続き

七　一般競争又は指名競争に付することとした場合には、第６条の規定による公告又は第８条の規定による公示を行った日

八　随意契約による場合にはその理由

九　その他必要な事項

（一般競争又は指名競争に関する記録）

第16条　契約担当役は、特定調達契約を一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次の各号に掲げる事項について、記録を作成し、保管するものとする。

一　入札者及び開札に立ち会った者の氏名

二　入札者の申込みに係る価格

三　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由

四　無効とされた入札がある場合には、入札の内容及び無効とされた理由

五　第９条第４項の規定により通知した場合には、通知に関する事項

六　その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第17条　契約担当役は、特定調達契約を随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約をすることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。

（苦情の処理）

第18条　契約担当役は、特定調達契約で落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員として総務部長を指定するものとする。

（雑則）

第19条　この規則に定めのないものについては、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成13年４月１日から施行する。

２　この規則は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で、同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附　則

この規則は、平成14年11月30日から施行する。

附　則

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成 26 年２月 26 日）

1　この規則は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2　この規則は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で、同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附　則（平成31年１月21日）

1　この規則は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

2　この規則は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で、同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附　則（令和２年３月31日）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年12月25日）

1　この規則は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

2　この規則は、この規則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附　則（令和７年２月28日）

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

2　この規則は、この規則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。